

算出方法及び用語

■算出方法

＜事業系食品ロス発生量＞

- (1) 食品リサイクル法に基づき食品関連事業者を対象に農林水産省が行っている定期報告及び統計調査の結果により、道内の食品関連事業者の食品廃棄物等の年間発生量を推計
- (2) (1) に全国の定期報告者へのアンケート調査により得られた食品廃棄物等の可食部割合を乗じることで食品ロスの発生量を推計

〔参考値〕事業系食品ロス発生量

- (3) 食品リサイクル法に基づき食品関連事業者を対象に農林水産省が行っている定期報告及び統計調査の結果により、道内の食品関連事業者の食品廃棄物等の年間発生量をてん菜糖製造業除き推計
- (4) (3) に全国の定期報告者へのアンケート調査により得られた食品廃棄物等の可食部割合を乗じることで食品ロスの発生量を推計

＜家庭系食品ロス発生量＞

- (5) 環境省が毎年、市区町村を対象に行っている食品廃棄物等の調査結果から、食品廃棄物の発生量を把握・推計している市町村の発生量を基に、道内の家庭から発生する食品廃棄物の年間発生量を推計
- (6) (5) に全国の家庭系の食品廃棄物に対する食品ロス量の割合を乗じて食品ロス量を推計

■用語

家庭系食品ロス

料理の食べ残し、使わず捨てられてしまう食品など、各家庭から発生する食品ロス

事業系食品ロス

小売店での売れ残りや返品、飲食店で発生する食べ残しなど、事業活動を伴って発生する食品ロス

食品廃棄物等

- ① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの。
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち、食用に供することができないもの。

なお、固形状のものに限定しないため、廃食用油や飲料等の液状物も対象です。

また、「等」には、食品の製造工程等で発生する動植物性の残さ等で、飼料等の原料として有価で取引されるものも含まれる。再び食品として利用される物は含まない。

〔「食品リサイクル法に基づく定期報告書に係る用語集」より〕

てん菜糖製造業から発生している食品廃棄物等

主に砂糖を製造する際に副産物として出てくる「ビートパルプ」であり、食用に供されない。

ビートパルプ

てん菜の根部から糖分を抽出した残りであり、圧搾し水分を除去、乾燥させたもの（主に飼料として利用）。